

平成28年度

国土交通省税制改正要望事項

平成27年8月

国土交通省

平成28年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間、1/2 減額)の2年延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション 5年→7年)
- ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年延長
- ④住宅ストックの性能の向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置を3年延長、対象住宅を一部拡充
 - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 軽減、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間 1/2 軽減
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 軽減、平成 19 年以降に新築された住宅についても対象を拡充
 - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 軽減、平成 20 年以降に新築された住宅についても対象を拡充
- ⑤空き家の発生を抑制するため、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に耐震リフォーム又は除却を行った場合に、標準工事費の 10%を所得税額から控除する特例措置を創設
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却制度(5年間 14%等)について適用要件を一部見直した上で、2年延長
- ⑦居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年延長

2. 防災・減災対策の強化

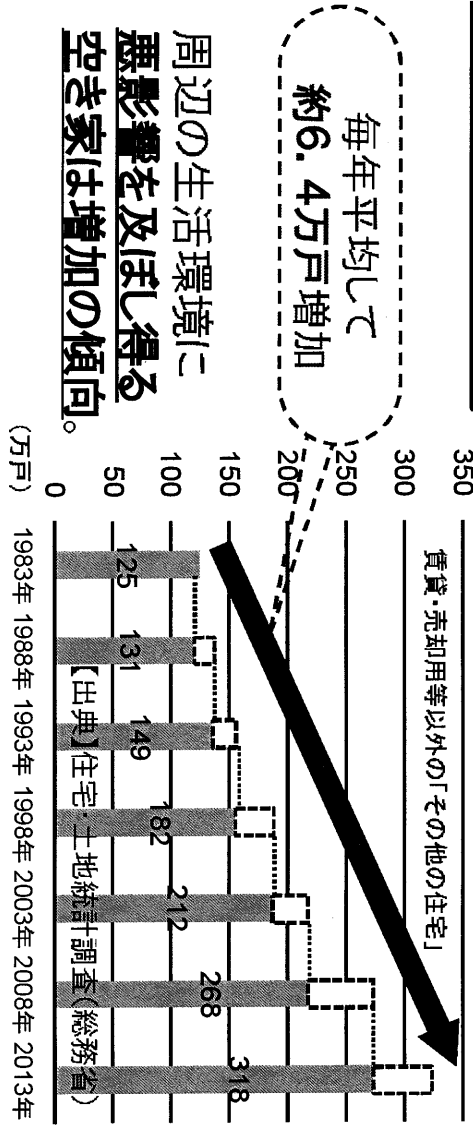
- ①一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路等の防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 1/2)の創設
- ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置(課税標準4年間 1/2)の4年延長

空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税)

空き家の発生を抑制する観点から、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続した場合における①耐震リフォーム又は②除却を促すため、所得税の税額控除制度を創設する。

施策の背景

空き家が増加傾向



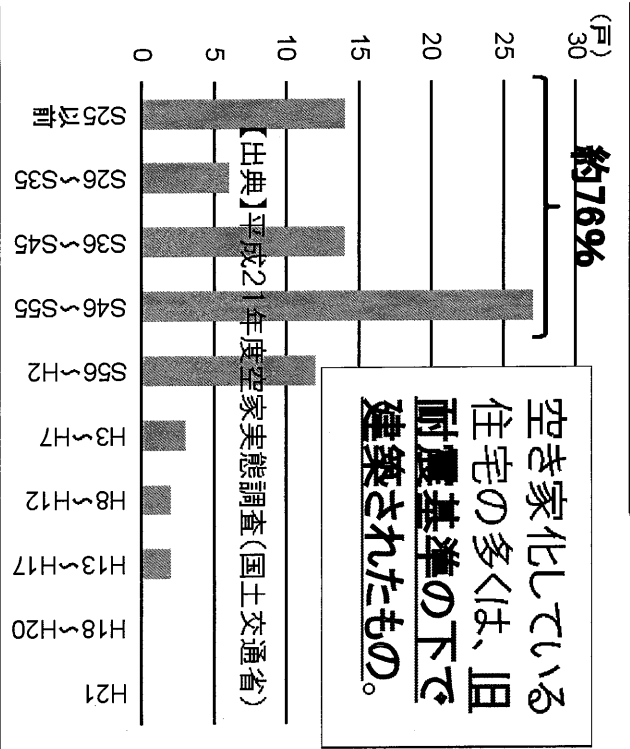
空き家対策の位置付け

○**空家等対策の推進に関する特別措置法**(平成26年11月成立)
 ・地域住民の生活環境の保全、空家等の活用の促進のため、空家等に関する施策を総合的・計画的に推進(第1条)
 ・空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める(第3条)
 ・空家等対策の適切かつ円滑な実施のため、必要な財政上の措置及び税制上の措置を講ずる(第15条)
 ○**骨太の方針2015**(平成27年6月30日閣議決定)
 「空家等々の適切な管理・利活用を推進する」

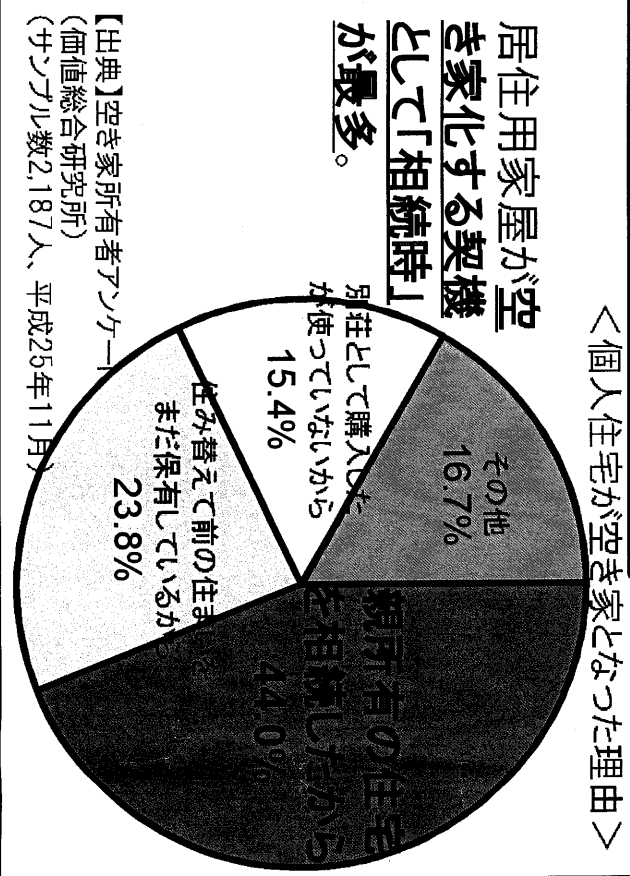
住宅政策上の重要課題

空き家の発生抑制を含め、適切な管理・利活用を推進し、地域の適正な居住環境を確保していくことは、**住宅政策の重要な政策課題**。

旧耐震基準が特に問題



相続が原因で空き家が発生



大きなコスト(必要経費)負担



支援に当たっての考え方

旧耐震基準住宅を相続した相続人は、空家法でも前提とされている**空き家の所有者責任**を果たす観点から、**自らの意思にかかわらず、不可避的に、空き家の管理コスト(経費)を負担する**必要に迫られる。

空き家の所有者が行う耐震リフォーム・除却に要する**経費の支援**を通じて、**空き家の発生を抑制**

要望の概要

平成28年4月1日から一定期間内に、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に①耐震リフォーム又は②除却を行った場合、標準工事費(上限250万円)の10%を所得税額から控除する制度を創設する。

※ 被相続人のみが居住しており、相続後、空き家となった場合に限る